

離婚届(協議離婚)の記入について

<注意事項>・届書は鉛筆や消えやすいインク(消せるボールペンなど)で書かないでください。
 ・届出は、原則24時間、365日受付を行っています。しかし、届書に不備等があった場合は、後日市役所開庁時に来庁していただくことがあります。外国の方と離婚する場合は、戸籍係にご相談ください。

婚姻の際に氏を改めた方に✓を付けて(例☑妻)

次の①~③の中から選んで記入してください。

① 婚姻前の氏を称し、もとの(婚姻前)の戸籍にもどる

夫は もとの戸籍にもどる
妻は 新しい戸籍をつくる

東京都調布市東つつじヶ丘一丁目3番地 筆頭者 乙野 義男

婚姻前の本籍及び筆頭者氏名を記入

② 婚姻前の氏を称し、自分で新しい戸籍をつくる

夫は もとの戸籍にもどる
妻は 新しい戸籍をつくる

東京都調布市東つつじヶ丘一丁目3番地 筆頭者 乙野 恵子

新しい本籍地及び婚姻前の氏にもどる方の氏名を記入

③ 婚姻中の氏を称し、自分の新しい戸籍をつくる

夫は もとの戸籍にもどる
妻は 新しい戸籍をつくる

この欄は記入しないでください

離婚届に加え「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。
 ※もとの戸籍にもどることができるか、または希望の場所に新本籍を定めることができるか不明な場合は、各自治体の戸籍係にご相談ください。

離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出

東京都調布市 長 殿

	受理	令和	年	月	日				
	第								
	通知(送付)	令和	年	月	日				
	第								
	番	戸籍記録	記載調査	調査票	別	原	住	氏	通知

(フリガナ) 夫 コウノ イチロウ 妻 コウノ ケイコ

(1) 氏名 甲野 一郎 甲野 恵子

生年月日 昭和60年2月1日 昭和62年3月15日

住所 東京都調布市小島町2丁目 東京都調布市東つつじヶ丘1丁目
 35番地1 調布マンション101 3番地16

本籍 東京都調布市小島町2丁目35番地1

(2) 筆頭者の氏名 甲野 一郎

父母及び養父母の氏名 父 甲野 和雄 母 春子 妻の父 乙野 義男 母 明子

続柄 長男 二女

(3) 離婚の種別 協議離婚 調停 審判 和解 請求の認諾 判決

(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍 妻は 新しい戸籍をつくる
 東京都調布市東つつじヶ丘一丁目3番地 筆頭者 乙野 恵子

(5) 未成年の子の氏名 甲野 修

父母双方が親権を行う子
 父(夫)が親権を行う子
 母(妻)が親権を行う子

親権者の指定を求める家事裁判又は家事調停の申立てがされている子

記入の注意
 鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載してください。
 1. スイス(スイス連邦)
 2. ノルウェー(ノルウェー)
 3. デンマーク(デンマーク)
 4. オランダ(オランダ)
 5. スウェーデン(スウェーデン)
 6. フィンランド(フィンランド)
 7. ノルマンディー(フランス)
 8. ヴァンセン(フランス)
 9. ヴァンセン(フランス)
 10. ヴァンセン(フランス)

連絡先
 電話(000)0000-0000 番
自宅 勤務先・呼出 方

事件簿番号 住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日

(6) 同居の期間 平成24年1月から 令和8年3月まで

(7) 別居する前の住居 東京都調布市小島町2丁目35番地1

(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と
1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯
6. 仕事をしている者のいない世帯
 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

(9) 夫の職業 妻の職業
 婚姻中の氏で、必ず本人が自署してください。

届出人署名(※押印は任意) 夫 甲野 一郎 印 妻 甲野 恵子 印

証人(協議離婚のときだけ必要です)

署名(※押印は任意) 甲野 和雄 印 乙野 義男 印

生年月日 昭和32年7月12日 昭和35年9月10日

住所 東京都調布市小島町2丁目35番地1 調布マンション201 東京都調布市東つつじヶ丘1丁目3番地16

本籍 東京都調布市小島町2丁目35番地1 東京都調布市東つつじヶ丘1丁目3番地16

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
 今後は離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 離婚後の子育ての分担について
取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父と母で分担したりすること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするのと取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
 親子交流について
取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするのと取決めをしている場合や、諸事情により交流を実現しないのと取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 養育費の分担について
取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 養育費：経済教育、医療費

父母が離婚する。この場合、詳しくは、各市子交流及び養育費
法務局
 日本司法支援助
 無料で提供して
 [法テラス・サ]

- ・成年の方2名がフルネームで署名してください。
- ・住所や本籍欄が空欄の場合は受理できません。
- ・記載の省略はできません。
- ・外国人が証人になる場合は、氏名は本国名(通称名不可) 生年月日は西暦 本籍は国名を記入してください。

離婚する夫婦の間に未成年の子がいる場合...
 子の親権者について父母どちらかまたは父母双方を選択し、該当する欄に子どもの氏名をフルネームで記入してください。

未成年の子の親権者の指定を求める家事裁判又は家事調停の申し立てしている場合...
 「親権者の指定を求める家事裁判又は家事調停の申立てがされている子」欄に子どもの氏名をフルネームで記入してください。

<<注意事項>>
 親権者の指定を求める審判の確定又は調停が成立した後に、親権(管理権)届にて、親権者指定の届出をする必要があります。
 届出の際には...
【審判による場合】審判書謄本及び審判確定証明書
【調停による場合】調停調書謄本 が必要です。

離婚後の親権(共同/単独)の内容を理解して合意したかを必ず本人が✓を付けてください。

日中連絡がとれる電話番号を記載ください。

未成年の子、経済的に自立していない子(未成年の子に限らず)がいる場合は、あてはまるものに✓をつけてください。